

岐阜県公報

道路の区域変更
道路の供用開始

目 次
告 示

(道路維持課)
(同)

一
二

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (とき) 当たる

平成二十二年三月二十六日

号外 (二) 平成二十二年 三月二十六日

告 示

岐阜県告示第百三十七号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 | 敷地の幅 員 (メートル) | 延 長 ル (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|--|----------------|-------------------|-----------------|---|
| 一般国道 | 号四百十八 | 加茂郡八百津町八百津字 與太洞一〇二五番一地从先 から 同 郡 同 町 南 戸 字 下 ノ 田 一 〇 六 四 番 一 地 先 主 で 加茂郡八百津町八百津字 與太洞一〇二五番一地从先 から 同 郡 同 町 潮 見 字 南 道 渡 二 三 七 番 一 七 地 先 主 で | 前 A | 三・九 〇 三・三 | 四、三〇・〇 | 係 B A すに表は及 地をの敷示面 分をの敷示面 うをの敷示面 原八道 津線と百 一用部重 |
| | | | B | 一〇・〇 〇 一〇・〇 | 九、〇一・〇 | |

| | | | | | |
|------|--------------|---|---|------------------|---------|
| から | 町南戸字下 | 後 | A | 三、九〇 三、三〇 | 四、二五〇・〇 |
| 同 郡同 | ノ田一〇六四番一地从先 | | B | 一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 | |
| 同 郡同 | 加茂郡八百津町八百津字 | | | | |
| 同 郡同 | 與太洞一〇二五番一地从先 | | | | |
| 同 郡同 | から | | | | |
| 同 郡同 | 道渡二二七番一七地先 | | | | |

岐阜県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|-------|-------|---|----------------|------------|--------------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域又は決定の年月日又は告示のほかに） |
| 一般国道 | 四百十八号 | 加茂郡八百津町南戸字浦山一五七〇番四地先から 同 郡同 町同 字同 一五八〇番一地从先まで 加茂郡八百津町潮見字南道渡二六三番一三地从先から 同 郡同 町同 字同 二二七番一七地先まで | 一、〇七・〇 三、三六 | 平成 三、三六 | 平成 三、三六 岐阜県 八百津 線と 重用 |

岐阜県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|-------|-------|--|------------------|------------|--------------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長（メートル） | 供用開始の期日 | 備考（区域又は決定の年月日又は告示のほかに） |
| 一般国道 | 四百十八号 | 加茂郡八百津町八百津字與太洞一〇二五番一四地先から 同 郡同 町南戸字牛首一五〇七番一三地从先まで 加茂郡八百津町潮見字北道渡二二六番二六地先から 同 郡同 町同 字南道渡二六三番一三地从先まで | 四、九〇・〇 五、〇〇・〇 | 平成 三、三六 | 平成 三、三六 岐阜県 八百津 線と 重用 |

岐阜県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の期日 | 備考 |
|------|-------|--|-----------|-----------|------------------------------|
| 一般国道 | 四百十八号 | 加茂郡八百津町南戸字牛首一五〇七番一―三地先から同郡同町同字浦山一五七〇番四地先まで | 一、四八〇・〇 | 平成三〇・三・三六 | 平成三〇年三月三十一日告示 |
| | | | | | 決定区域又はその変更の告知は、平成三〇年三月三十一日告示 |

岐阜県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|-------|--|------------|----------------|----------------|---|
| 県道 | 八百津原線 | 加茂郡八百津町潮見字松山一〇〇六番二―二地先から同郡同町同字南で渡二六三番二―三地先まで | 前 A 後 B | 七〇・〇 一四・〇 | 一六三・〇 三三九・六 | A及びBに係る図面を、関係する地区の土地所有者に示す。 |
| | | | 別前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | |
| | | | | 一〇〇・〇 一〇七・〇 | 四三・〇 三三九・六 | |
| | | | | | | 重と十道一をのる表図は及び、用一八四般し区敷示面関部号百国つ分地区をのる表図は及び、部号百国つ分地区をのる表図は及び、 |

| | | | | |
|-----------------------|---|------|------|--|
| 同郡同町同字南戸字浦山一五七〇番四地先まで | 後 | 七〇・〇 | 四三・〇 | |
|-----------------------|---|------|------|--|

岐阜県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|------|-------|---|------------|---------------|----------------|---|
| 県道 | 八百津原線 | 加茂郡八百津町南戸字東二四六番二―二地先から同郡同町同字南戸字東二四六番二―二地先まで | 前 A 後 B | 四〇・〇 三三・〇 | 三三六・〇 二九七・〇 | A、B及びCに係る図面を、関係する土地所有者に示す。 |
| | | | 別前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | |
| | | | | 六〇・〇 一〇〇・〇 | 三三六・〇 二九七・〇 | |
| | | | | | | 重と十道一をのる表図は及び、用一八四般し区敷示面関部号百国つ分地区をのる表図は及び、部号百国つ分地区をのる表図は及び、 |

岐阜県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|------|-------------|---|---|--------------|------------------------------|--|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始 の期日 | 備 考 (区域 又は 決定 の 日 は 示 す か) |
| 県道 | 篠原線 八百津線 | 加茂郡八百津町南戸字浦山一 五七〇番地先から 同郡同町同字峯一七 二番七地先まで 加茂郡八百津町潮見字北道渡 二三〇番二五地先から 同郡同町同字南道渡 二三七番二二地先まで | | 二五・〇 九〇・〇 | 平成 三・三・二六 平成 三・三・二〇 | |

平成二十二年三月二十六日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社